

船員保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届

【手続概要】

被保険者の氏名に変更があった場合、原則、手続きは不要です。

ただし、次のいずれかに該当する被保険者の氏名の変更または訂正を行うときは、手続きが必要です。

- ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方
- ・船員保険のみに加入している方（マイナンバーと基礎年金番号が結びついていても手続きが必要です。）
- ・マイナンバーを有していない海外居住者
- ・短期在留外国人

被保険者から申出を受けた船舶所有者は、速やかにその旨を「被保険者氏名変更届」により届け出てください。

【添付書類】

- ・「船員保険 資格確認書」および「船員保険 被保険者証」（交付されている場合）
- ・高齢受給者証、特定疾病療養受領証、船員保険限度額適用認定証、船員保険限度額適用・標準負担額認定証（交付されている場合）
- ・被扶養者の「船員保険 資格確認書」および「船員保険 被保険者証」（被扶養者有で、交付されている場合）

【留意事項】

- ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない被保険者の場合、「被保険者氏名変更（訂正）届」の提出が必要です。
- ・被扶養者の氏名が変わったときは、別途「被扶養者（異動）届」に現在交付されている「船員保険 資格確認書」および「船員保険 被保険者証」を添付して年金事務所に提出することになります。
- ・外国人の被保険者の方の氏名が変更となる場合で、この届書を提出する場合は、あわせて「厚生年金保険被保険者（船員）ローマ字氏名届」をご提出ください。
- ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方についても、氏名が変わったときは、変更前の「船員保険 資格確認書」および「船員保険 被保険者証」を回収し、速やかに返納してください。
- ・「船員保険 資格確認書」が交付されている方には氏名変更後の「船員保険 資格確認書」が交付されます。「船員保険 資格確認書」が交付されていない方で必要な場合は、船舶所有者を経由して全国健康保険協会船員保険部に直接申請してください。

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参